



編集発行 小田原市役所に依頼 〒250 小田原市長森300番地



昭和51年度
施政方針
要約

「おだわら21世紀プラン」に基づいて

歴史と文化の香る都市づくり

「おだわら21世紀プラン」に基づいて、歴史と文化の香る都市づくりを進める。そのための施策として、歴史と文化の調査、保存、活用を推進する。また、都市の発展と環境の整備を両立させるための施策も実施する。

魅力あるまちづくり

市政運営の両輪
総合計画と行政運営の改革

本年度の市政運営は、総合計画と行政運営の改革の両輪を軸として進められる。総合計画は、都市の発展と環境の整備を両立させるための長期的な目標を設定し、行政運営の改革は、その実現のための具体的な施策を推進する。



市長が3月定例会において、おだわら市長は昭和51年度市議会の開会に先立ち、新年の挨拶についてのお話を表明された。その中で市長は、昨年進めてきた自治体運営の刷新とも響くべき総合計画と行政運営の改革について基本的考え方を明らかにした。

施策を推進する体制づくり

本年度の施策を推進するために、関係機関との連携を強化し、体制を整える。また、市民の理解と協力を得るための取り組みも実施する。

本年度の市政運営は、総合計画と行政運営の改革の両輪を軸として進められる。総合計画は、都市の発展と環境の整備を両立させるための長期的な目標を設定し、行政運営の改革は、その実現のための具体的な施策を推進する。

昭和51年度の主要事業

本年度の主要事業として、歴史と文化の調査、保存、活用を推進する。また、都市の発展と環境の整備を両立させるための施策も実施する。

区分	改正前	改正後
処置費	120,000円	126,000円
料金費	55,000円	60,000円

●**小児科救急診療費改定(1歳未満の小児)**
救急診療費(1歳未満の小児)は、従来より救急診療費として算入されてきたが、救急診療費に算入される診療費のうち、救急診療費に算入されない診療費(救急診療費に算入されない診療費)を算入し、救急診療費に算入される診療費(救急診療費に算入される診療費)と見做すこととする。

●**小児科救急診療費改定(1歳以上の小児)**
救急診療費(1歳以上の小児)は、従来より救急診療費として算入されてきたが、救急診療費に算入される診療費のうち、救急診療費に算入されない診療費(救急診療費に算入されない診療費)を算入し、救急診療費に算入される診療費(救急診療費に算入される診療費)と見做すこととする。

●**小児科救急診療費改定(1歳以上の小児)**
救急診療費(1歳以上の小児)は、従来より救急診療費として算入されてきたが、救急診療費に算入される診療費のうち、救急診療費に算入されない診療費(救急診療費に算入されない診療費)を算入し、救急診療費に算入される診療費(救急診療費に算入される診療費)と見做すこととする。

●**小児科救急診療費改定(1歳以上の小児)**
救急診療費(1歳以上の小児)は、従来より救急診療費として算入されてきたが、救急診療費に算入される診療費のうち、救急診療費に算入されない診療費(救急診療費に算入されない診療費)を算入し、救急診療費に算入される診療費(救急診療費に算入される診療費)と見做すこととする。

●**小児科救急診療費改定(1歳以上の小児)**
救急診療費(1歳以上の小児)は、従来より救急診療費として算入されてきたが、救急診療費に算入される診療費のうち、救急診療費に算入されない診療費(救急診療費に算入されない診療費)を算入し、救急診療費に算入される診療費(救急診療費に算入される診療費)と見做すこととする。

条例のあらまし

市議会3月定例会で議決された条例は22件ですが、このうち特にみなさんに関係の深い条例の概要をお知らせします。
なお、これらの条例の大部分は4月1日から施行されます。



●**市立図書館の設置**
市立図書館を設置することとする。
●**市立図書館の運営**
市立図書館の運営について定めることとする。

●**手数料などの条例施行日は**
表の下に記載されているものはその日から、ないものは4月1日から施行されます。

区分	改正前	改正後
84サイズ	——	200円

●**天守閣入場料**

区分	改正前	改正後
入場料	大人(1人) 200円 子供(1歳以上) 100円	大人(1人) 250円 子供(1歳以上) 100円

7月1日から施行

●**改正条例に伴う受給と負担の適正化を**
改正条例の施行に伴って、受給と負担の適正化を図ることとする。

●**改正条例に伴う受給と負担の適正化を**
改正条例の施行に伴って、受給と負担の適正化を図ることとする。

●**廃棄物処理費**

区分	改正前	改正後
家庭ごみ処理費(1口)	——	5,000円

10月1日から施行

●**改正条例に伴う受給と負担の適正化を**
改正条例の施行に伴って、受給と負担の適正化を図ることとする。

●**改正条例に伴う受給と負担の適正化を**
改正条例の施行に伴って、受給と負担の適正化を図ることとする。

●**福祉バス運賃改定**

区分	改正前	改正後
乗車料(1回)	大人 40円 小児(小学生以下) 20円	大人 50円 小児(小学生以下) 20円

7月1日から施行

●**改正条例に伴う受給と負担の適正化を**
改正条例の施行に伴って、受給と負担の適正化を図ることとする。

●**改正条例に伴う受給と負担の適正化を**
改正条例の施行に伴って、受給と負担の適正化を図ることとする。

●**119救急車乗降補助費改定**

区分	改正前	改正後
乗降料(1回)	大人 40円 小児(小学生以下) 20円	大人 50円 小児(小学生以下) 20円

●**改正条例に伴う受給と負担の適正化を**
改正条例の施行に伴って、受給と負担の適正化を図ることとする。

●**改正条例に伴う受給と負担の適正化を**
改正条例の施行に伴って、受給と負担の適正化を図ることとする。

●**バス経費の改定(乗車料)**

区分	改正前	改正後
乗車料(1回)	大人 40円 小児(小学生以下) 20円	大人 50円 小児(小学生以下) 20円

●**バス経費の改定(乗車料)**

区分	改正前	改正後
乗車料(1回)	大人 40円 小児(小学生以下) 20円	大人 50円 小児(小学生以下) 20円

●**改正条例に伴う受給と負担の適正化を**
改正条例の施行に伴って、受給と負担の適正化を図ることとする。

●**乗車料の前戻り入場料**

区分	改正前	改正後
大人(1人)	200円	200円
小児(1人)	100円	80円
大人(1人)	120円	100円
小児(1人)	40円	60円
回数券(1回分)	大人 1,500円 小児 500円	大人 2,000円 小児 800円



●**改正条例に伴う受給と負担の適正化を**
改正条例の施行に伴って、受給と負担の適正化を図ることとする。

●**児童館の定額入場料**

区分	改正前	改正後
特別料金(特別料金)	1円	10円
1円	2,000円	2,500円
特別料金	1円	5円
1円	1,000円	1,200円
1円	6円	5円
1円	800円	1,000円

●**改正条例に伴う受給と負担の適正化を**
改正条例の施行に伴って、受給と負担の適正化を図ることとする。

●**改正条例に伴う受給と負担の適正化を**
改正条例の施行に伴って、受給と負担の適正化を図ることとする。

●**バス経費の改定(乗車料)**

区分	改正前	改正後
午前9時～正午	2,800円	4,000円
午後1時～午後5時	3,800円	5,500円
午後6時～午後9時30分	3,800円	5,500円
午前9時～午後5時	6,800円	9,500円
午後1時～午後9時30分	7,600円	11,000円
午前9時～午後9時30分	10,400円	15,000円

62年1月1日から施行

●**バス経費の改定(乗車料)**

区分	改正前	改正後
午前9時～正午	300円	500円
午後1時～午後4時	300円	500円
午前9時～午後4時	600円	1,000円

●**児童館の定額入場料**

区分	改正前	改正後
4平方メートル	100,000円	200円
5平方メートル	100,000円	425円

健康コーナーは2面にあります



カメラ・スケッチ

おだわら市文化センター主催の「カメラ・スケッチ」講座が、3月9日(日)に市民会館大ホールで開催された。講師は、おだわら市文化センターの職員で、カメラの専門家である「カメラマン」の先生が担当された。先生は、カメラの構造や撮影の仕方、構図の取り方、露出の調整など、初心者にもわかりやすい説明をされた。また、先生が撮影した作品も展示された。参加者は、先生の説明を聞きながら、実際にカメラを操作して撮影した。この講座は、カメラに興味のある方にとって、大変有益なものであった。

おだわら市文化センター主催の「カメラ・スケッチ」講座が、3月9日(日)に市民会館大ホールで開催された。講師は、おだわら市文化センターの職員で、カメラの専門家である「カメラマン」の先生が担当された。先生は、カメラの構造や撮影の仕方、構図の取り方、露出の調整など、初心者にもわかりやすい説明をされた。また、先生が撮影した作品も展示された。参加者は、先生の説明を聞きながら、実際にカメラを操作して撮影した。この講座は、カメラに興味のある方にとって、大変有益なものであった。

おだわら市文化センター主催の「カメラ・スケッチ」講座が、3月9日(日)に市民会館大ホールで開催された。講師は、おだわら市文化センターの職員で、カメラの専門家である「カメラマン」の先生が担当された。先生は、カメラの構造や撮影の仕方、構図の取り方、露出の調整など、初心者にもわかりやすい説明をされた。また、先生が撮影した作品も展示された。参加者は、先生の説明を聞きながら、実際にカメラを操作して撮影した。この講座は、カメラに興味のある方にとって、大変有益なものであった。



お城まつりパレード
5月3日
参加者募集

お城まつりパレードは、おだわら市文化センター主催のイベントです。今年も5月3日(日)に開催されます。パレードに参加したい方は、おだわら市文化センターまでお申し込みください。

おだわら市文化センター
〒317-0001 茨城県おだわら市文化センター
TEL: 029-222-1111
FAX: 029-222-1112

お申し込み先
おだわら市文化センター
〒317-0001 茨城県おだわら市文化センター
TEL: 029-222-1111
FAX: 029-222-1112

おだわら市文化センター
〒317-0001 茨城県おだわら市文化センター
TEL: 029-222-1111
FAX: 029-222-1112

市民スポーツ・レクリエーションの集い

行事名	日	日	時間	会場	入場料	主催	申込先	主催
ジョギング大会	4月1日	4月2日	午前8時 午後6時	公園野球場	一般市民一円	無料	会場の関係者にて集合	小田原老人クラブ
公園の集い	4月2日	27日	午前7時～9時	小田原大公園	無料	各自会場の関係者にて集合 受付時間9時	各自の会場	小田原市民体育会
トナリスポーツの日	4月3日	4月4日	午前7時～9時	小田原大公園	無料	各自会場の関係者にて集合 受付時間9時	各自の会場	小田原トナリスポーツ会



実業団対抗 駅伝競走大会

3区間に大会新記録

第31回実業団対抗駅伝競走大会が、4月1日(火)に小田原大公園野球場で開かれ、新記録が樹立された。

この大会は、毎年10月に行われ、全国各都府県の実業団チームが参加する。今年も、全国から約100チームが参加した。

今年の小田原大会は、3区間に分けて行われ、新記録が樹立された。これは、これまでの大会ではなかったことである。

大会の結果は、次の通りである。優勝したのは、東京の実業団チームであった。

この大会は、市民の健康増進と、実業団チームの交流を目的として行われている。

来年の大会も、多くの人々が参加し、盛り上がることを期待している。

大会の模様は、新聞やテレビでも取り上げられている。

市民の皆様も、ぜひこの大会を見学し、健康増進の一助をください。

健康体力増進日

健康増進の機会として、4月1日(火)に「健康体力増進日」を開催する。

この日は、市民の健康増進を目的として、各種スポーツ大会や、健康講座などを行う。

市民の皆様も、ぜひこの機会を利用して、健康増進を図ってください。

健康増進の大切さを改めて認識し、健康な生活を送ることを目指そう。

健康増進の機会を大切にし、健康な生活を送ることを目指そう。

健康増進の大切さを改めて認識し、健康な生活を送ることを目指そう。

健康増進の機会を大切にし、健康な生活を送ることを目指そう。

スポーツ会館

申込み・問い合わせ
電話2465

本会では、市民の健康増進を目的として、各種スポーツ大会や、健康講座などを行う。市民の皆様も、ぜひこの機会を利用して、健康増進を図ってください。

〒246 小田原市千手町二丁目二番地

電話 2465

受付時間 午前9時～午後5時

休館日 月曜日、祭日、年末年始

参加者募集

陸上競技・卓球・水泳など

本会では、市民の健康増進を目的として、各種スポーツ大会や、健康講座などを行う。市民の皆様も、ぜひこの機会を利用して、健康増進を図ってください。

参加者募集の要領は、本会のウェブサイトや、各会場にて配布されています。

参加者募集の要領は、本会のウェブサイトや、各会場にて配布されています。

参加者募集の要領は、本会のウェブサイトや、各会場にて配布されています。

参加者募集の要領は、本会のウェブサイトや、各会場にて配布されています。

第31回実業団対抗駅伝競走大会

今年大会、スキー競技会

本大会は、市民の健康増進を目的として行われている。市民の皆様も、ぜひこの機会を利用して、健康増進を図ってください。

ご相談ください

お問い合わせ先：小田原市健康増進課

電話：2465

区間	主な条件	区間	区間別
1. 区間別	1. 区間別	1. 区間別	1. 区間別
2. 区間別	2. 区間別	2. 区間別	2. 区間別
3. 区間別	3. 区間別	3. 区間別	3. 区間別
4. 区間別	4. 区間別	4. 区間別	4. 区間別
5. 区間別	5. 区間別	5. 区間別	5. 区間別

小田原駅東口周辺道路

交通が規制されます

4月1日から

この道路は、4月1日から交通規制が行われます。市民の皆様も、ぜひこの規制に留意してください。

規制区域

規制期間

規制内容

塔ノ峰青少年の家

夏休みの利用は抽選で



青少年の健全な成長を促すため、昭和60年度に、塔ノ峰青少年の家(仮称)を建設することになりました。この施設は、青少年の健全な成長を促すための施設として、昭和61年度から利用を開始します。

● 敷地面積 約1,132㎡
● 延床面積 約1,132㎡
● 構造 鉄骨コンクリート造
● 用途 青少年の健全な成長を促すための施設



- 富永小学校
- 校舎一棟鉄骨コンクリート造3階建 1,132㎡
 - 内廊一棟鉄骨、多目的ホール・玄関・廊下・トイレ等
 - 屋内運動場付附属一棟鉄骨コンクリート造アープ造平屋建 107㎡
 - 内廊一棟鉄骨造平屋・南向



3月1日にわたれた築成記念式



- 白崎中学校
- 校舎一棟鉄骨コンクリート造2・3階部分 804㎡
 - 体育館一棟鉄骨コンクリート造2・3階部分777㎡
 - 内廊一棟鉄骨造平屋・理科室・スタジオ教室等・美術室・音楽室は分



(3月中旬竣工)

尊徳記念館

改築のため
利用できなく存ります
昭和61年4月1日現在



● 敷地面積 約1,132㎡
● 延床面積 約1,132㎡
● 構造 鉄骨コンクリート造
● 用途 青少年の健全な成長を促すための施設

昭和61年度 身体障害者及び精神薄弱者の巡回更生相談等の日程表

科目対象者	期日	時間	科目対象者	期日	時間
整形外科	5月13日 10月31日	午前10時 11時	児童通いのため 日常生活とか 親の介護とか りの方	5月14日 7月11日 9月10日 11月9日 昭和61年1月9日 3月9日	午後1時 2時
眼科	6月22日 昭和61年1月23日		巡回更生相談 (関係員心交し・巡回)	巡回2月曜日 8月は実施せず	午後1時 2時
耳鼻咽喉科	4月18日 7月2日 10月1日 昭和61年2月4日	午後1時 2時			

小田原の近世文書目録

第5巻を刊行します

● 刊行日 昭和61年4月1日
● 発行所 小田原市立図書館
● 価格 1,000円(税別)

ラジオ日本放送

14850kHz

● 放送時間 午前7時～午後10時
● 放送内容 音楽・ニュース・情報番組

私のひとこと

小田原市立第十四中学校 藤田 健三

私は、小田原市立第十四中学校の生徒です。私の住むところは、小田原市の南西部にあり、静かな住宅地です。私の家は、昭和二十一年に建てられました。その当時は、まだ戦時体制が続いており、物資は乏しく、生活は苦しいものでした。しかし、父は、子供たちに教育を受けさせることを望んでいました。そのため、私は、小学校から中学校まで、すべてをこの地で過ごしてきました。

小学校時代から、私は、勉強が好きでした。特に、算数や理科に興味がありました。先生から教わることが、とても面白く感じました。中学校に入ると、勉強のレベルがさらに高まりました。先生は、厳格で、生徒を厳しく指導してくれました。そのおかげで、私は、勉強の習慣が身につきました。

また、部活動にも積極的に参加しています。特に、野球が好きです。チームワークを大切にし、勝利を喜び、敗北を悔しむことが、とても勉強になります。部活動を通じて、仲間と協力し、努力を重ねることが、私の成長に大きく貢献しています。

将来は、理系の分野で勉強し、社会に貢献したいと考えています。今の勉強を怠らぬよう、努力を怠りません。

私の学校

小田原市立第十四中学校 (9)

本校は、小田原市の南西部にあり、静かな住宅地に立地しています。創立は、昭和二十一年です。校舎は、新築の校舎であり、設備が整っています。校庭には、グラウンドがあり、部活動に活用されています。

本校の教育方針は、「人格の育成」です。生徒一人一人の個性を尊重し、健全な心と体を育て、社会に貢献できる人材を育成することを目的としています。また、部活動を通じて、チームワークや努力の大切さを学び、健全な競争心を養うことも重視しています。

先生方は、厳格で、生徒を厳しく指導してくれています。そのおかげで、生徒は、勉強の習慣が身につきました。また、部活動を通じて、仲間と協力し、努力を重ねることが、生徒の成長に大きく貢献しています。



運動会がものもいろいろと行なわれ(運動会中)

昭和三十一年四月十一日

本校は、小田原市の南西部にあり、静かな住宅地に立地しています。創立は、昭和二十一年です。校舎は、新築の校舎であり、設備が整っています。校庭には、グラウンドがあり、部活動に活用されています。

本校の教育方針は、「人格の育成」です。生徒一人一人の個性を尊重し、健全な心と体を育て、社会に貢献できる人材を育成することを目的としています。また、部活動を通じて、チームワークや努力の大切さを学び、健全な競争心を養うことも重視しています。

先生方は、厳格で、生徒を厳しく指導してくれています。そのおかげで、生徒は、勉強の習慣が身につきました。また、部活動を通じて、仲間と協力し、努力を重ねることが、生徒の成長に大きく貢献しています。

昭和三十一年四月十一日



おだわら市街の風景

歳時記 メダカ

メダカは、日本の伝統的な食用魚です。その歴史は古く、平安時代から食べられてきました。メダカは、味もよく、栄養価も高い魚です。また、メダカは、日本の文化や伝統を象徴する魚でもあります。

メダカは、主に淡水で生活する魚です。メダカは、卵を産み、それを食べて成長します。メダカは、日本の各地で飼育されており、メダカ祭りなどのイベントも行われています。

メダカは、日本の伝統的な食用魚です。その歴史は古く、平安時代から食べられてきました。メダカは、味もよく、栄養価も高い魚です。また、メダカは、日本の文化や伝統を象徴する魚でもあります。

連載随筆

町名の移り変わり(下)

石井富之助

町名の移り変わりは、地域の歴史や文化を反映しています。町名は、時代とともに変化し、その背景には、自然環境や社会情勢の変化があります。

町名の移り変わりは、地域の歴史や文化を反映しています。町名は、時代とともに変化し、その背景には、自然環境や社会情勢の変化があります。町名の移り変わりは、地域の歴史や文化を反映しています。町名は、時代とともに変化し、その背景には、自然環境や社会情勢の変化があります。

町名の移り変わりは、地域の歴史や文化を反映しています。町名は、時代とともに変化し、その背景には、自然環境や社会情勢の変化があります。町名の移り変わりは、地域の歴史や文化を反映しています。町名は、時代とともに変化し、その背景には、自然環境や社会情勢の変化があります。

町名の移り変わりは、地域の歴史や文化を反映しています。町名は、時代とともに変化し、その背景には、自然環境や社会情勢の変化があります。町名の移り変わりは、地域の歴史や文化を反映しています。町名は、時代とともに変化し、その背景には、自然環境や社会情勢の変化があります。

町名の移り変わりは、地域の歴史や文化を反映しています。町名は、時代とともに変化し、その背景には、自然環境や社会情勢の変化があります。町名の移り変わりは、地域の歴史や文化を反映しています。町名は、時代とともに変化し、その背景には、自然環境や社会情勢の変化があります。

町名の移り変わりは、地域の歴史や文化を反映しています。町名は、時代とともに変化し、その背景には、自然環境や社会情勢の変化があります。町名の移り変わりは、地域の歴史や文化を反映しています。町名は、時代とともに変化し、その背景には、自然環境や社会情勢の変化があります。